

2010年版 社労士科目別総まとめ
 労務管理・労働及び社会保険に関する一般常識 (3132)

【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成22年7月9日
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部
 TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度試験は、平成22年4月9日現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成22年8月22日(日)に実施されます。

ページ・位置		改正前	改正後								
44	下2行目	30日前までに	3月前までに								
48	上10～13行目 「2. 事業報告」の記述を右のように修正	<p>派遣元事業主(一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主のこと)は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る労働者派遣事業報告書及び労働者派遣事業収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>労働者派遣事業報告書には、事業年度ごとに作成するものと6月1日現在の状況を作成するものの2種類がある。</p> <p>提出期限は、事業年度ごとに作成する労働者派遣事業報告書が事業年度経過後1月以内、6月1日現在の状況を作成する労働者派遣事業報告書が6月30日まで、労働者派遣事業収支決算書は事業年度経過後3月以内である。</p>									
49	「事業報告」の図を右の表にさしかえ	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>書 類</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働者派遣事業報告書 (事業年度終了時に作成)</td> <td>事業年度経過後1月以内</td> </tr> <tr> <td>労働者派遣事業報告書 (6月1日現在の状況を作成)</td> <td>6月30日まで</td> </tr> <tr> <td>労働者派遣事業収支決算書 (事業年度終了時に作成)</td> <td>事業年度経過後3月以内</td> </tr> </tbody> </table>		書 類	提出期限	労働者派遣事業報告書 (事業年度終了時に作成)	事業年度経過後1月以内	労働者派遣事業報告書 (6月1日現在の状況を作成)	6月30日まで	労働者派遣事業収支決算書 (事業年度終了時に作成)	事業年度経過後3月以内
書 類	提出期限										
労働者派遣事業報告書 (事業年度終了時に作成)	事業年度経過後1月以内										
労働者派遣事業報告書 (6月1日現在の状況を作成)	6月30日まで										
労働者派遣事業収支決算書 (事業年度終了時に作成)	事業年度経過後3月以内										
147	下1行目の下に追加	<p>【紛争の解決】</p> <p>男女雇用機会均等法と同様の仕組みによる育児休業等(第2章から第5章まで、第23条及び第26条に定める事項)に係る労使間の紛争の解決についての規定が、「紛争の解決の援助」については平成21年9月30日から、「調停」については平成22年4月1日から施行された。</p> <p>1. 紛争の解決の援助(法52条の2、52条の4)</p> <p>事業主は、育児休業等に関する労働者からの苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。</p> <p>また、都道府県労働局長は、当該育児休業等に関する労働者と事業主との間の紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2. 調停(法52条の5、52条の6)</p> <p>都道府県労働局長は、育児休業等に関する労働者と事業主との間の紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせ、当該紛争調整委員会は男女雇用機会均等法と同様の規定により調停を行うこととなる。</p> <p>なお、事業主は、労働者が1.の援助を求めたこと又は調停の申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>									
161	上4行目	特定最低賃金(H20.12.31発効) 832円	特定最低賃金(H21.12.31発効) 837円								
	上5行目	813円	819円								
163	上2行目	(H21.10.1現在)	(H21.12.31現在)								
	上3、4行目(2カ所)	813円	819円								

170	下 10 行目	(船員保険の強制被保険者を除く)	削除
240	下 4 行目	平成 22 年	平成 23 年
241	下 10 行目	(H22. 3.31 まで 1 割)	(H 23 . 3.31 まで 1 割)
251	下 12 行目	健康保険組合、政府、市町村	健康保険組合、 市町村
265	下 16 行目	(平成 20・21 年度は 37,800 円)	削除
292	下 9、8 行目(2カ所)	社会保険庁長官	厚生労働大臣
293	【船員保険事業に関する業務】表中(2カ所)	社会保険庁長官	厚生労働大臣
298	上 13 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
309	【拠出限度額】表中	46,000 円	51,000 円
		23,000 円	25,500 円
		18,000 円	23,000 円
328	下 9 行目	男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法・ 育児介護休業法
329	上 10～11 行目	男女雇用機会均等法	男女雇用機会均等法・ 育児介護休業法
346	下 1 行目	(注)平成 23 年 3 月までは、子ども手当の支給にともない、児童手当の要件を満たしても、当該要件に該当しないものとみなされる。これにより児童手当は支給されない。なお、拠出金に関する規定(法 18 条、20 条、22 条等)は適用される。(平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律 21 条)	
353	下 5 行目	社会保険庁長官	厚生労働大臣
356	上 8 行目	地方社会保険事務局	地方厚生局(地方厚生支局を含む)
357	【審査請求・再審査請求の概要】図中	地方社会保険事務局	地方厚生局

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正		
20	下 11 行目	求職の申込み	求人 の申込み		
21	上 4 行目	(平成 11 年 11 月 17 日労働省告示 411 号)	(平成 11 年 11 月 17 日労働省告示 141 号)		
84	上 6 行目	想定	所定		
101	【中小企業者】の表中、最下に追加	・技術研究組合(直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が、中小企業者であるもの)			
189	上 8 行目の下に追加	※男女雇用機会均等法等の他の法律で、紛争の解決に関する規定の対象となる紛争は、対象外である。			
260	下 5 行目	高額介護合算療養費	介護合算		
261	【高額療養費算定基準額等】の表中	高額介護合算療養費算定基準額	介護合算算定基準額		
284	上 9 行目	(法 63 条～69 条則 99 条、103 条)	(法 63 条～69 条、則 99 条、103 条)		
296	上 9 行目	職務上の事由	職務 外 の事由		
297	下 14 行目	標準報酬月額相当額	標準報酬 日 額相当額		
	下 12 行目	:標準報酬月額相当額	: 原則 標準報酬 日 額の 40%相当額		
303	下 2 行目	国民基金連合会	国民 年金 基金連合会		
318	上 6 行目	老齢年金給付	老齢 給付金		
331	上 1 行目	((⑥、⑦)は則 12 条の 10、12 条の 11)	((⑤)、 ⑥)は則 12 条の 10、12 条の 11)		
343	【罰則】表中、最下の欄の上に追加	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">法により準用する会社法の規定による報告をしない、虚偽の報告をした、又は請求を拒んだ</td> <td style="width: 30%;">100 万円以下の過料</td> </tr> </table>		法により準用する会社法の規定による報告をしない、虚偽の報告をした、又は請求を拒んだ	100 万円以下の過料
法により準用する会社法の規定による報告をしない、虚偽の報告をした、又は請求を拒んだ	100 万円以下の過料				